

※ 認可保育所等…認可保育所・認定こども園(保育機能部分)・地域型保育事業

令和9年4月1日現在

別表 2

札幌市	札幌市外に住みながら札幌市の施設を利用したい場合（広域入所）は、保護者の保育を必要とする理由に関わらず、指数は一律30点となります。	
児童氏名	※なお、現在札幌市外に住んでいても、入所希望日時点札幌市への転入を予定している場合の申込は、札幌市民と同じく、保育を必要とする理由に応じて評価します。	
合計指数		
市民税額	ワンストップ割	
	均等割	

市氏枕額

【別表1】

※1 「11 管外受託」の項目は原則として項目以外の加算は行わないが、入所する施設が認可保育所等の移行時に別表2の「8」の項目を加算する。

なお、札幌市に所在する認可保育所等と保育業務に従事する保護者がいる場合においては、この項目によらず札幌市に居住するものとみなし加点する。

【別表2】

※2 生活保護受給世帯を除く

※3 a-dは重複して加算するのではなく、該当するいずれか1つの項目のみ加算する。また、b-dとの双方に該当する場合はb-dを優先し、aは加算しない。

※4 事業所が保育事業の従業員が利用中の場合において、当該項目は加算せず、新規申込として評価する。ただし別表1の「9」の項目は適用可。

※5 「乳児園」からの転入が乳児が1歳10か月に達した時点から、地域型保育事業）及び3号認定し受入の認可保育所）からの転入は、乳児が満3歳に達した時点から適用する。ただし3号保育所及び認可保育所が満3歳未満児に達して転入から園入した場合は、次年度の年度当初の認可保育所に適用する。

認可保育所等（地域型保育事業を除く）が「通施設型（受入機能を持つものに限る）」によって、当該通施設型が第一希望である場合は、700点とする（統括で第2希望以下に他の通施設型を希望する場合も700点とする）。

※6 700点の項目が加算される場合、加算のみの児童に対しては評価点によらずに優先する。更に、通施設型としての受入枠の調整については、通施設型の転入を希望する児童を、その他の児童より優先する。

※7 8月31日の前日（認可外保育施設として運営する最終日）に在籍している児童について、当該施設での入所施設を第一希望とし場合ごとのみ適用する（事業所入付保育事業の従業員に在籍している場合は除く）。

別表1	認可保育所等の申込を行うお子さまの保護者について、それぞれ当てはまる保育の必要な事由・時間ごとに決められた基準に基づき 評価します。 なお、別表1で評価できる項目は保護者一人につきひとつのみです。複数の項目に当てはまる場合は、最も高い一つの項目で評価し ます。	
-----	---	--

父

仕事は月20日以上かつ月150時間以上

母

仕事は「月16日以上20日未満」かつ
「月80時間以上120時間未満」
また、仕事のほかに介護もしている

↓

介護・ 看護	心身障害児施設への通園児の付添いを要するため、他児童の保育が困難	80	80
	病院等の付添い介護・看護、自宅介護・看護	70	70

別表2 別表1で評点したほかに、世帯の状況で当てはまる項目がある場合は、別表2により加点を行います。別表2については、一部項目を除いて重複して加点することができます。

- ・世帯の市町村民税の所得割額が48,600円未満である。
- ・兄弟同時入所申請である。

2項目に該当するため、「所得割が48,600円未満の世帯（10点）」＋「e）兄弟同時入所申請（30点）」＝40点を加点する。

- ・世帯に障がい者手帳を持っている方がいる。
- ・兄姉が既に認可保育所等に入所している。
- ・育児休業明けの入所である。

二項目に該当するため、「障がい者のいる世帯（10点）」＋「d）産休明け・育休明けで兄弟・姉妹がすでに入所している場合（100点）」＝110点を加算する。

別表3 別表1、別表2により評点した結果、指数が全く同じ（同点）の場合、別表3により優先順位をつけます。

例

A

あてはまらない

あてはまる

B

A・Bとも300点で同点の場合、上位の項目で当てはまるお子さまを優先するため、「当該希望園に、兄弟・姉妹が入所している」に当てはまるBを優先する。